

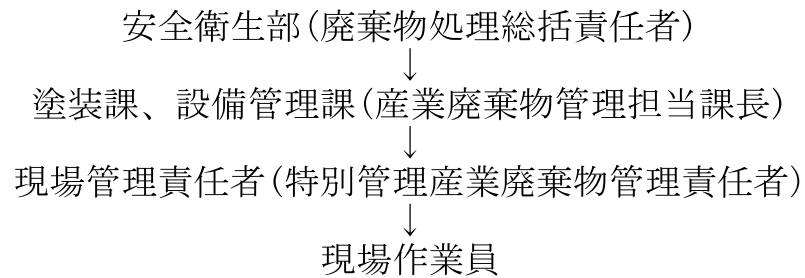
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025 年 6 月 30 日	
豊橋市長 殿	
提出者	
住 所 愛知県豊橋市明海町22番地	
氏 名 株式会社新来島豊橋造船 高山 則	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0532-25-4111代	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	(株)新来島豊橋造船
事業場の所在地	愛知県豊橋市明海町22番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	非公開
③ 従業員数	1000人(協力従業員含む)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①船舶工事備品購入 → ②余剰・廃棄分発生 → ③各産廃業

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	111.15 t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	80 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・製造工程においてより細かい塗料の在庫管理を検討する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物毎に保管場所を決め、容器にて保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 令和6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 令和6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	87 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	87 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・可能な限り再生利用業者を検討する。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全 処 理 委 託 量	80 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 令和6 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	80 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・特になし		
※事務処理欄			

(第6面)

備考
1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

令和7年度の特別管理産業廃棄物発生量及び令和7年度の目標

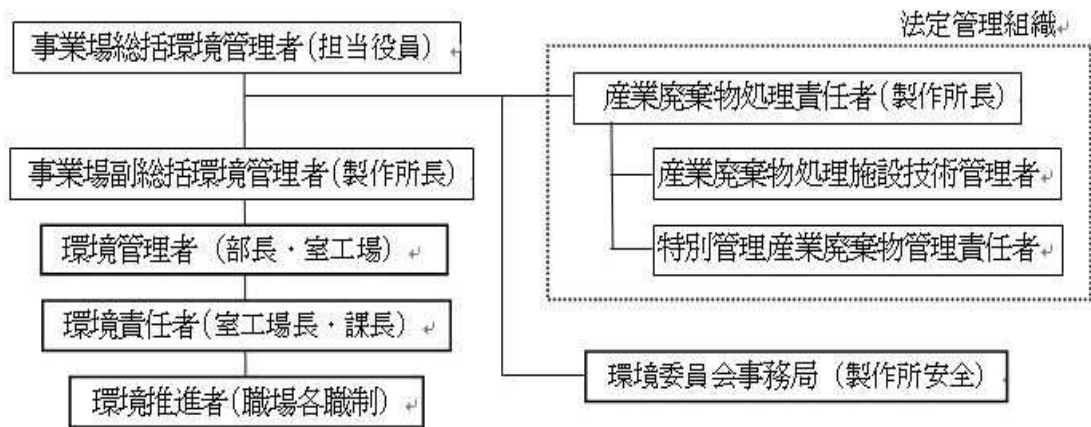
(单位: t/年)

[illegible]

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 30日	
豊橋市長 殿	
提出者	
住所 愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地	
名称 株式会社デンソー	
氏名 代表取締役社長 林 新之助	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0566-25-5511	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社デンソー 豊橋製作所
事業場の所在地	愛知県豊橋市明海町3-23
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	31：輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	製造出荷額：550億円
③ 従業員数	1118人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	カーエアコン、サーボモータモジュール、家庭用給湯機用部品製造 製造工程 ：引火性廃油→中間処理業者で処理後、焼却、エマルジョン燃料再資源化 部品処理加工 ：廃酸、廃アルカリ→中間処理業者PH調整後、焼却、エマルジョン燃料

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 1. 脱室装置導入し社内排水処理場にて処理を検討		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 70:引火性廃油、71:pH2.0以下の廃酸、71:pH12.5以上の廃アルカリ 73:感染性廃棄物
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 平成13年にゼロエミッションを達成し、分別促進に関してはひと段落している。 現在は新入社員、新配属者、期間従業員等ヘルールの周知徹底を重点に取り組んでいる。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 令和6 年度）実績】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 令和6 年度）実績】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・特になし		

②計画	【目標】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 特になし		
	電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 令和6 年度）実績】	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		69.24	t
(今後実施する予定の取組等)			
・ 電子マニフェスト導入済み			
※事務処理欄			

(第6面)

備考
1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
2 当該年度の6月30日までに提出すること。

- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

令和 6 年度の特別管理産業廃棄物発生量及び令和 7 年度の目標

(単位：t／年)

特別管理産業廃棄物の種類 (名称)		燃えやすい 廃油	pH2.0以下の 廃酸	pH12.5以上の 廃アルカリ	感染性廃棄物					合計
項目										
令和 5 年度 の実績	令和 5 年度の特別管理産業廃棄物発生量	7.83	61.14	0.24	0.03					69.24
	①自ら再生利用した量	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
	②自ら熱回収を行った量(t/年)	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
	③自ら中間処理により減量した量	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
	④自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
	⑤全処理委託量	7.83	61.14	0.24	0.03					69.24
	⑥優良認定処理業者への処理委託量	7.83	61.14	0.24	0.03					69.24
	⑦再利用業者への処理委託量	0.00	2.40	0.00	0.00					2.40
	⑧認定熱回収業者への処理委託量	7.83	58.74	0.24	0.03					66.84
	⑨認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
令和 6 年度 の目標	令和 6 年度の特別管理産業廃棄物発生量	7.83	61.14	0.24	0.03					69.24
	①自ら再生利用した量	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
	②自ら熱回収を行った量(t/年)	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
	③自ら中間処理により減量した量	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
	④自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
	⑤全処理委託量	7.83	61.14	0.24	0.03					69.24
	⑥優良認定処理業者への処理委託量	7.83	61.14	0.24	0.03					69.24
	⑦再利用業者への処理委託量	0.00	2.40	0.00	0.00					2.40
	⑧認定熱回収業者への処理委託量	7.83	58.74	0.24	0.03					66.84
	⑨認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 27 日	
豊橋市長 殿	
提出者	
住 所 愛知県豊橋市明海町3番60	
氏 名 東洋製罐株式会社 豊橋工場	
工場長 福江 啓司	
電話番号 0532-23-5661	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東洋製罐株式会社 豊橋工場
事業場の所在地	愛知県豊橋市明海町3番60
計画期間	令和7年 4月 1日 ～ 令和8年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	18：プラスチック製品製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 ： 2,918,773万円
③ 従業員数	347名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	引火性廃油：廃インキ・廃接着剤 → 社内にて一部溶剤回収装置で中間処理を実施。再生処理業者に委託して、エマルジョン燃料として再資源化。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社

総務部

豊橋工場

廃棄物管理総括責任者

TMS委員会（環境含む）

総務課

産業廃棄物処理管理責任者（総務課長）
産業廃棄物管理責任者
特別管理産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤
	排出量	170 t	54 t
	(これまでに実施した取組) ・廃インキ：残肉利用により廃インキを削減した。 エコマッチ活用し期限切れ廃インキを削減した。 粘調器洗浄にて使用した溶剤の再利用を実施して型替え時に発生する廃液を削減させる ・廃接着剤：積極的に溶剤回収が出来た ライン間で接着剤の振り分けが出来た		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤
	排出量	153 t	52 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃インキ：昨年度より継続してエコマッチの有効活用により残肉利用を推進し残肉インキの期限切れ廃棄を削減させる ・廃接着剤：延命が可能になる方法の案を考える (使用期限24H以内を延ばす作戦立てる) 洗浄用溶剤の再利用 接着剤を他ラインで使用できるような予定の仕組みに可能な限り依頼する		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃インキ・廃接着剤に分別しドラム缶に入れて、密封状態で保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	113 t	38 t
②計画	(これまでに実施した取組) ・廃インキ・廃接着剤を溶剤回収装置にかける事により廃棄量の削減をした。		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	101 t	37 t
	(今後実施する予定の取組)		

		・ 廃インキ・ 廃接着剤については溶剤回収装置の稼働率を上げる事により廃棄量削減を図る
--	--	---

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤
	全処理委託量	56t	16t
	優良認定処理業者への 処理委託量	56t	16t
	再生利用業者への 処理委託量	56t	16t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t
	（これまでに実施した取組）		

		・優良認定業者へ処理を委託を行い、最終処分量を削減したい。
--	--	-------------------------------

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤
	全 処 理 委 託 量	52 t	15 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	52 t	15 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	52 t	15 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組 0 ・優良認定業者へ処理を委託を行い、最終処分量を削減したい。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	224 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・令和元年より電子マニフェスト導入し対応済み。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

令和6年度の特別管理産業廃棄物発生量及び令和7年度の目標

(単位：t／年)

項目	特別管理産業廃棄物の種類 (名称)	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤							合計
令和6年度の実績	令和6年度の特別管理産業廃棄物発生量	170.000	54.000							224.00
	①自ら再生利用した量	0.000	0.000							0.00
	②自ら熱回収を行った量(t/年)	0.000	0.000							0.00
	③自ら中間処理により減量した量	114.000	37.000							151.00
	④自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0.000	0.000							0.000
	⑤全処理委託量	56.000	16.000							72.000
	⑥優良認定処理業者への処理委託量	56.000	16.000							72.00
	⑦再利用業者への処理委託量	56.000	16.000							72.00
	⑧認定熱回収業者への処理委託量	0.000	0.000							0.00
	⑨認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000	0.000							0.00
令和7年度の目標	令和7年度の特別管理産業廃棄物発生量	153.000	53.000							206.00
	①自ら再生利用した量	0.000	0.000							0.00
	②自ら熱回収を行った量(t/年)	0.000	0.000							0.00
	③自ら中間処理により減量した量	101.000	38.000							139.00
	④自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0.000	0.000							0.00
	⑤全処理委託量	52.000	15.000							67.00
	⑥優良認定処理業者への処理委託量	52.000	15.000							67.00
	⑦再利用業者への処理委託量	52.000	15.000							67.00
	⑧認定熱回収業者への処理委託量	0.000	0.000							0.00
	⑨認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000	0.000							0.00

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025 年 6 月 30 日	
豊橋市長 殿	
提出者	
住 所 静岡県浜松市中央区西丘町71-5	
氏 名 株式会社アルケムジャパン 代表取締役 川嶋 一義 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 053-414-0530	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	(株)アルケムジャパン 西山倉庫
事業場の所在地	静岡県浜松市中央区西山町136
計画期間	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	23：非鉄金属製造業
② 事業の規模	2024年度 純売上高：448,220,704円
③ 従業員数	14人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	有害汚泥：中間処理業者に委託して、混錬・無害化処理後、埋立処分

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役－製造部長－特別管理産業廃棄物管理責任者－工場担当者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	
	排 出 量	51.33 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	
	排 出 量	20 t	t
	(今後実施する予定の取組) 精錬工程の見直し。廃棄物を有価物へ評価できるかの検討。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特管物と一般物をラベルで分類
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 継続

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	
	全 処 理 委 託 量	51.33 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	51.33 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定業者への委託		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	
	全 処 理 委 託 量	20 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	20 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 継続		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	51.33	t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストを導入済		
※事務処理欄			

備考
1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

2024年度の特別管理産業廃棄物発生量及び2025年度の目標

(単位：t／年)

項目		特別管理産業廃棄物の種類 (名称)	有害汚泥							合計
2024 年 度 の 実 績	2024年度の特別管理産業廃棄物発生量		51.330							51.33
	①自ら再生利用した量									0.00
	②自ら熱回収を行った量(t/年)									0.00
	③自ら中間処理により減量した量									0.00
	④自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量									0.000
	⑤全処理委託量		51.330							51.330
	⑥優良認定処理業者への処理委託量		51.330							51.33
	⑦再利用業者への処理委託量									0.00
	⑧認定熱回収業者への処理委託量									0.00
	⑨認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									0.00
2025 年 度 の 目 標	2025年度の特別管理産業廃棄物発生量		20.000							20.00
	①自ら再生利用した量									0.00
	②自ら熱回収を行った量(t/年)									0.00
	③自ら中間処理により減量した量									0.00
	④自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量									0.00
	⑤全処理委託量		20.000							20.00
	⑥優良認定処理業者への処理委託量		20.000							20.00
	⑦再利用業者への処理委託量									0.00
	⑧認定熱回収業者への処理委託量									0.00
	⑨認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									0.00